資料番号 8

令和4年2月14日

課 名 労働委員会事務局

担 当 者 主任労働監 倉迫

内 線 5162

令和3年の労使紛争の処理状況等について

1 概 要

労使紛争の処理機関である労働委員会では、取組の方向性等を定めた「広島県労働委員会活動 指針」に基づき、集団的労使紛争及び個別労働関係紛争の迅速・的確な処理に取り組むとともに、 紛争の未然防止や自律的解決への支援、関係機関との連携活動等の取組を行った。

2 紛争処理等の状況(令和3年1月~12月)

(1) 不当労働行為の審査

(単位:件)

	<u> </u>	j	分	前年から の繰越し	新規係属	計		終結	:	H28~R2の 平均取扱件数
不当	労働行	う 為の	審査	1	5	6	2	命 令和 解取下げ	1 0 1	7.0
行	政	訴	訟	0	0	0		0		2.4

- 新規申立て5件のうち3件は、企業や職種に関係なく個人で加入できる合同労組からの 申立てであった。
- 終結した2件の内訳は、命令が1件、取下げが1件となっている。
- 平均所要日数は314日(命令450日,取下げ178日)であった[処理目標期間は1年]。

(2) 労働争議の調整

(単位:件)

- 1 1 1 1 H									· / I— / /
区分		前年から の繰越し	新規係属	盐	終結		H28~R 2 の 平均取扱件数		
労働争議	あ・	っせ	ん	1	ဘ	4	2	解決2打切り0取下げ0	7.2
	調		停	0	0	0		0	0
0	仲		裁	0	0	0		0	0

- 新規申請3件は、使用者側からの申請が2件、労働組合からの申請が1件であった。
- 新規申請のあっせんを事項別(重複あり)にみると、「賃金」が2件等となっている。
- 終結した2件の内訳は、いずれも解決となっている。

(3) 個別労働関係紛争のあっせん

(単位:件)

区	分	前年から の繰越し	新規係属	計		終結		H28~R 2の 平均取扱件数
個別労働紛争のあっ	関 係 o せん	0	1 1	1 1	1 0	解 打切り 取下げ	2 8 0	12.4

- 新規申請のあっせんを事項別(重複あり)にみると、「パワハラ等」が6件と最も多く、 次いで「退職強要」が4件等となっている。
- 終結した10件の内訳は、解決が2件、打切りが8件であり、打切りのうち5件は被申請者によるあっせん拒否によるものとなっている。

3 労働委員会活動指針に基づくその他の主な取組

(1) 紛争の未然防止や自律的解決への支援

紛争当事者による自律的な紛争解決の支援や紛争の未然防止を図るため、出前講座の実施、 機関紙への事例掲載、情報発信を行った。

〇 出前講座

例年,労働団体や大学等を対象に複数回実施しているが,令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1箇所のみの開催となった。

東広島商工会議所 10月21日 公益委員が,同一労働・同一賃金 の在り方が争点となった最高裁判 決を解説し、非正規労働者への対 応等について、経営者や労務担当 者へのアドバイス等を行った。



〇 機関紙への事例掲載

広島県経営者協会及び連合広島の機関紙に、定期的に労使紛争事例やその解説を掲載した。

〇 情報発信

市町の広報媒体,民間の就職情報誌等に 労働委員会のあっせん制度に関する記事を 掲載した(2市2町)。

また,広島商工会議所等の県経済団体や 労働団体(連合広島)に対しても,労働委 員会制度の認知度向上と利用推奨への協力 について依頼を行い,各団体のホームペー ジに記事を掲載する等の情報発信を行った。

労働問題の判例紹介と解説★№30★ [事件名] 日本則便**事件(東京、大阪、佐賀)(尼一小令和2.10.15 利決)**。 で日本郵便の正社員と契約社員との待遇格差の是非が多われ、契約社員に5種類の手当体概等が支給・付与されない亡とは「不合理な相違」に当たるとされた事例で、 どんな事件ですか? ● 何が見難となったのですか? ○ ×らは、正社員と比較して、特定の定型業務のみに従事し、昇任・昇格や人事 要勤がないといった相違がありました 来動かないといった。日後中ののりまり、 が、契約更新を繰り返しており、要件を 満たせば正社員登用制度が適用される対 象になっていました。 本件では、正社員には支給・付与され ている 5 種類の手当・休暇等が契約社員) 本件では、正社員に区支給・行うされている。各種類の手当・休暇等が契約社員 に支給・付与されていないことは、「労働 経性の不合理な相違」に当たるか問題と なりました。 ▲ 運用所はどう付着したのですか? 付**与しないのはへ合理。**。 原期冬期体解は、心身の回復を図るのが目的で,取得の可否や日数は勤銃期間の長さ よらない。裁約社員も業務の繁閑に関わらない勤務が見込まれているから,付与の趣 その他の手当等については、高葉で確定しています。(住居手当は不合理、早出勤務 手当、郵便内務・外務業務精通手当は不合理でないなど) 』 ② G神物で注目 4 べらとごろは存でもか了。 ○ 旧労働総的法第 20 歳は、令和 2 年 4 月 1 日から、いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」第 8 歳(不合理な特遇の禁止)に移行しています。 ○ 企業には、正社員とパートや有期社員間の特遇の相違について、個々の待遇ことにその性質及び特遇を行う目的を考慮して不合理と認められる相違とならないよう。制度を整備して運用することが求められています。。 **労働トラブルの相談,あっせんの申請等は"広島県労働委員会まで** TEL 082-513-5162 · 082-513-5164 MAIL roul@pref.hiroshima.lg.to ホールベージ >>> 広島県労働委員会。 検索

(2) 関係機関との連携活動

- 12月 22日に、広島労働局や法テラス広島、広島弁護士会や広島県社会保険労務士会等で構成する『労働紛争解決ネット広島』の構成機関の担当者と会同し、新型コロナウイルス感染症への各機関の対応状況や県民からの相談内容等についての情報共有を図った。
- なお、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、『労働紛争解決ネット広島』と中労委と の共催により毎年開かれていた「労使関係セミナー」を令和2年に続いて中止する等、感染 拡大防止への対応を優先した結果、必ずしも十分な取組を行うことができなかった。